黒滝村災害時職員初動マニュアル

【地震災害への対応】

平成29年3月

黒 滝 村

目 次

Ι	. 大地震が起きた時に	1
	1. 参集に際しての心得	1
	2. 庁舎に参集後の対応	2
П	. 初動マニュアルの位置づけ	3
	1. 初動マニュアルの目的	3
	2. 初動期における活動の柱	3
	3. 初動マニュアルが対象とする災害	3
Ш	[. 災害発生時の体制	4
	1. 地震発生時の体制	4
	2. 緊急配備体制	5
	(1)配備体制の基準と要員	5
	(2)職員の動員	6
	(3)職員の対応	7
	3. 動員時の行動	11
	(1)機器機能の確保	11
	(2)情報収集	11
	(3)柔軟な配備対応	11
	(4)参集・動員状況の報告	11
	4. 緊急配備体制の組織	12
	(1)警戒本部体制の組織	12
	(2)災害対策本部体制の組織等	12
IV	7. 応急対策活動	14
	1. 地震対応のガイドライン	14
	2. 初動期の行動フロー	15
	3. 応急対策活動のチェックリスト	25
	(1)総務部	26
	(2)消防部	34
	(3) 民生部	35
	(4)建設部	42
	(5)	46

資	料 編	. 1
	1. 警戒本部の掌握事務	
	2. 災害対策本部の分掌事務	2
	3. 避難所一覧	. 4
	(1) 指定緊急避難場所	4
	(2)指定避難所	4
	(3)福祉避難所	5
	(4) 自主避難所	5
	4. 様式	7
	(1) 参集時被害状況把握行動チェックリスト	7
	(2) 施設の安全確認チェックリスト	

I. 大地震が起きた時に

1. 参集に際しての心得

〇地震発生直後の対応 (震度 4 以上または東海地震注意 (予知) 情報発表)

- あわてず、冷静に
- まず自分と家族の安全確保を図ること
- テレビ・ラジオ等でできるだけ情報収集を図ること
- 速やかに所属部署へ参集すること (P5 の配備体制基準に基づくこと)

○参集に当たっての留意点

- 服装等:動きやすい服装・動きやすい靴(底の厚いもの)
- 所持品(可能な範囲で) 非常食、飲料水、着替え、雨具、軍手、懐中電灯、携帯ラジオ、身分証明書、 携帯電話(充電装置)
- 交通手段:自動車(道路状況が不明な場合、可能であれば自動車以外の方法を 選択すること)
- 参集途上の観察 可能な範囲で被害状況を観察し必要な場合は写真、メモをとる。
- 救出・救助が必要な場合、災害対策本部に状況を連絡のうえ、臨機に対応する。
- 所属部署に参集すると共に連絡責任者(所属長)に参集した旨を報告する。
- 出張中の場合は、電話等で連絡をとりできるだけ速やかに所属部署に戻る。
- 各連絡責任者は、参集状況等を速やかに把握して総務課に報告する。

○参集できない場合

- 参集できない場合には、所属長に理由、連絡先、連絡方法等を知らせる。
- 参集できる状況になった場合、速やかに参集する。
- 道路状況が悪く、公共交通機関等も途絶えたりして参集すべき部署に参集できない場合は、その旨を所属長に連絡する。

2. 庁舎に参集後の対応

最初に庁舎に参集した職員や、業務中などで大規模な地震に遭遇した職員は、 まず以下のとおり対応すること。

〇まず庁舎建物の安全確認

- 建物の安全確認をしてから庁舎に入る。
- 倒壊のおそれや大きな亀裂などがないか、出火していないかを確認してから 庁舎に入る。建物の周囲の安全も確認する。
- 出火している場合は速やかに消防に連絡し、可能な範囲で初期消火に当たる。
- 庁舎が危険だと判断した場合は、村長、総務課長に速やかに連絡して指示を受ける。

(災害対策本部は役場内に設置するが、庁舎が被害を受け、使用不能となった場合は、村内の施設で被害を受けていない公共施設に災害対策本部を設置する。)

〇足下や落下物に注意

〇庁舎内のライフラインの確認

■ 電気、ガス漏れ、水道、電話(衛星携帯電話含む)、防災行政無線(村・県)、 テレビ、インターネット、LGWAN

〇テレビ・ラジオで情報の確認

〇総務課等の職員に情報の引継ぎ

■ 参集してきた総務課(本部事務局)の職員に情報の引継ぎを行い、本部の指示 に従う。

Ⅱ. 初動マニュアルの位置づけ

1. 初動マニュアルの目的

災害対策は、災害が発生してから考えていては、対応が間に合わない。

したがって、本マニュアルは主に災害発生直後から災害対策本部が確立され、応急 対策活動が軌道に乗るまでの初動期(概ね3日間)を対象として、職員のとるべき行 動等についてまとめることにより迅速で的確な災害対策の実施を目的としている。

2. 初動期における活動の柱

災害による被害を最小限に抑えるためにまず必要なことは、各職員が速やかに定められた持ち場につき、応急対策の体制を確立することである。そして、各職員がそれぞれの分担に基づき遅滞なく活動にとりかかることである。

また、いざというときに各職員が即座に対応できるようにしておくことが必要であり、そのためには平常時から、災害時の行動についてそれぞれの部署ごとに十分シミュレーションを重ねておくことが重要である。

初動期における活動の柱は次の3点である。

初動期における活動の3つの柱

- ① 人命の救出・救助、被災者の救援・救護
- ② 被害状況の調査
- ③ 被害の拡大防止

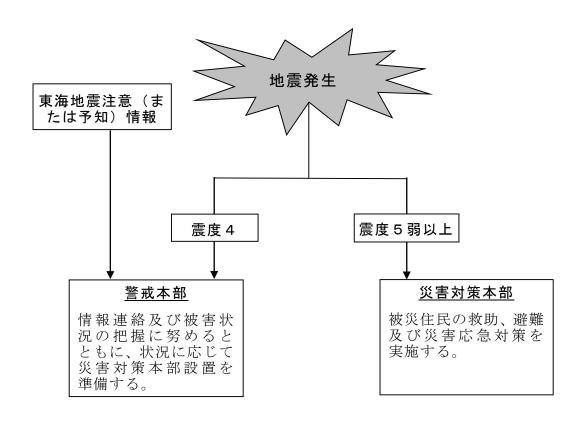
3. 初動マニュアルが対象とする災害

地 震

本マニュアルは、震度4以上の地震が本村域で発生した場合を対象としている。

皿. 災害発生時の体制

1. 地震発生時の体制



2. 緊急配備体制

(1)配備体制の基準と要員

【配備体制の基準】

	- 41 1			
体	制	体制時期	体制内容	対応組織
第1次準(レベ)		村内で震度4の地震 が発生したとき。 または、東海地震注 意情報が発表されたと き	事態に対処するため、災害防除措置の強 化、情勢の把握、連絡活動を主とし、次の動員	
第2次準 (レベ) ※風水害の	ア2)		体制に移行し得る体制とする。	警戒本部
警戒((レベ)		東海地震予知情報 (警戒宣言) が発表され たとき	情報収集連絡活動に 当たるとともに、被害 状況等に応じ、速やか に第1次又は第2次非常 体制へ移行できる準備 を行う。	
第1次非 (レベ)		村内で震度5弱の地震が発生したとき	必要に応じた周囲の 救助活動と、情報収集 連絡活動等を実施し、 被害状況等に応じて、 第2次非常体制へ移行 できる体制とする。	災害対策本部
第2次非(レベ)		村内で震度5強以上の地震が発生したとき	村の組織、機能のほぼすべてをもって応急対策活動に当たる体制とする。	

- ※夜間や休日等の勤務時間外に地震が発生した場合は、報道メディアによる気象庁が発表した黒滝村の観測地点の震度とする。なお、気象庁の発表がない場合や、震度情報が得られない場合は、体感や建物及びライフライン等の被害状況により初動対応を決定する。また、非常体制の区分によっては、各課の日常業務を必要最小限にとどめ災害対応を優先とする。
- ※体制時期及び対応組織について、本部長が特に必要と認めたときは、弾力的 な運用を行うことができる。

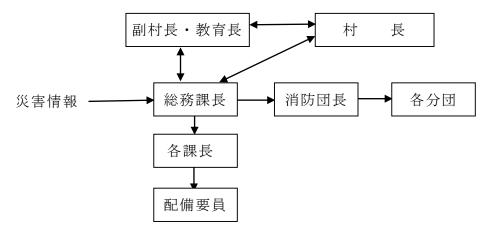
【標準配備要員数】

区	分	総務課	住民生活課	保健福祉課	林業建設課	企画政策課	議会事務局	教育委員会	診療	こども園
第1次準(レベ		3			2					
第2次準(レベ		4		1	5			1		
第1次非(レベ		6	3	4	5	4	1	2	2	2
第2次非(レベ					全		員			

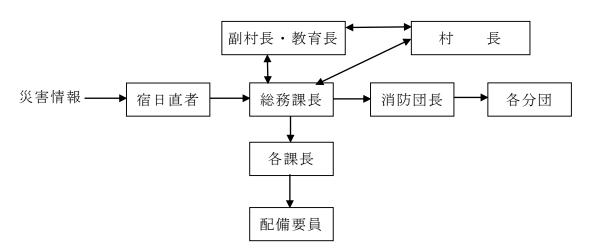
(2)職員の動員

〇動員の連絡系統

(勤務時間内の連絡)



(勤務時間外の連絡)



〇参集場所

- ・職員の参集場所は、原則として勤務地とする。本庁勤務職員は、本庁勤務場 所(1階執務室)に集合し参集確認を受ける。
- ・本庁以外勤務職員は、原則として当該勤務地(施設)に集合し、参集確認を 受ける。また、施設の被害状況等の確認・報告を行う。

(3)職員の対応

〇勤務時間内に地震(震度4以上)が発生した場合の対応

ア 職員の動員伝達の方法

- ・警戒本部又は災害対策本部の設置に基づく体制づくりに向け動員を 伝達する。
- ・ 庁内電話が使用できないときは、本部事務局職員が口頭により各部 長に動員を伝達する。
- ・庁舎から離れて業務に従事している職員に対しては、電話、無線、使 送等により伝達する。

イ 職員の服務

- ・いつでも配備につけるよう、常に災害に関する情報、本部の指示に注意する。
- ・状況に応じて、行事、会議、出張を中止する。
- ・正規の勤務時間が終了しても、所属長または所属長代行の指示がある まで退庁せずに自席で待機する。
- ・勤務場所を離れる場合には、必ず所属長または所属長代行と連絡を取り、常に所在を明らかにする。

ウ 職員の行動基準

- ・職員は、職場やその施設の被害状況を把握し、火災が発生した場合には、速やかに初期消火にあたる。
 - ・村民来庁者の安全を確保し、火災発生、施設の破損により避難が必要 と判断される場合は、安全な場所へ避難誘導を行う。
 - ・被害状況に応じて、施設の内部及び周辺における危険個所への立ち入り規制と薬物、危険物等に対する緊急防護措置を講ずる。
- ・庁舎周辺の施設や機器に関する被害状況を把握し、速やかに各担当へ 報告するとともに、可能な範囲でそれぞれの機能の復旧に努め、機能 の回復、確保に当たる。
- ・職員は、警戒体制又は非常体制がとられた場合、各所属長または所属 長代行の指示により初動対応に当たる。

〇勤務時間外に地震(震度4以上)が発生した場合の対応

職員の動員伝達の方法

本部長の命により、必要に応じて電話等により動員伝達する。ただ し通信が不可能な場合は、あらかじめ定められている職員配備計画に 従い、職員自ら自発的に参集する。

宿日直者は、緊急連絡先(総務課長、総務課長補佐、総務課消防主 任)へ、地震等の通報情報及び役場庁舎等の状況を迅速に伝達し、そ の指示を仰ぐ。また、警戒体制または非常体制が立ち上がるまでは伝 達係として伝達時刻・内容等の記録をとり、その内容を体制本部へ引き 継ぐ。

イ 職員の服務

「参集]

配備体制の指示・連絡があった場合は、自身と家族等の安全を確保し た後、速やかに原則として役場1階執務室に参集する。また、災害発 生時には、通信の途絶などにより直接の動員命令が伝達できない事 態も予想される。その場合、職員はあらかじめ定められている職員配 備計画に基づき、動員命令を待つことなく自主的に参集する。

「参集時の心得]

職員は、参集する際は、次に掲げるものを携行・着用する。なお、参 集の途中において、可能な限り被害状況等の把握に努めるものとし、 参集後直ちにその状況を本部事務局職員に報告する。

- ①職員災害対応マニュアル ②雨具・防寒着・軍手等
- ③作業しやすい服装・靴
- ④自分用の食糧・飲料水
- ⑤ラジオ・懐中電灯

「参集に支障が生じた場合の対応]

職員は、道路事情や交通手段等の途絶により参集に遅れる、又は困難 となった場合は、次に定めるところにより対応する。

- ①通信手段(機能)が確保されている場合
 - 職員は、参集に遅れる又は困難となった旨を所属長又は本部事 務局に連絡する。なお、遅れが生じることとなっても可能な限り参 集する。
- ②通信手段も途絶している場合

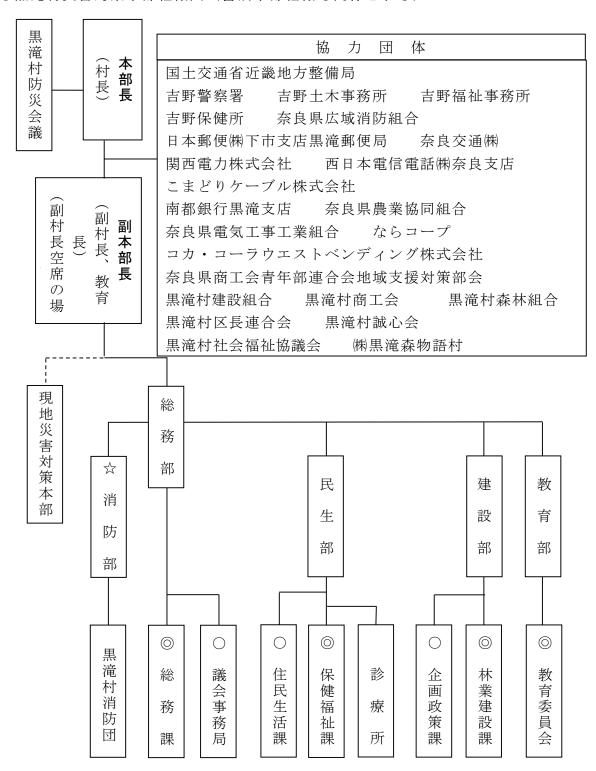
職員は、遅れが生じることとなっても可能な限り参集する。

※なお参集困難者は、道路事情や交通手段、通信手段が好転した場 合は、速やかに所属長又は本部事務局に連絡し、所定の場所に参 集する。

ウ 職員の行動基準

- ・職員は、自身及び家族の安全確保と周囲の安全を確認後、配備基準に基づく参集行動を開始し、参集後は所属長の指示により初動対応に当たる。 ・参集の途上においては、可能な限り被害状況その他必要な情報の把握
- ・参集の途上においては、可能な限り被害状況その他必要な情報の把握 に努めるとともに、参集後直ちにその状況を本部事務局職員に報告す る。

〇黒滝村災害対策本部組織図 (警戒本部組織も同様とする)



※ ◎印は課長が部長を、○印は副部長を務める。 ☆印は消防団長が部長、消防 団副団長が副部長を務める。

3. 動員時の行動

職員は、地震が発生した場合、直ちに、自動的に本マニュアルに基づく配備体制が 指令されたものとして参集し、緊急配備体制に基づく行動を開始する。

(1)機器機能の確保

通信網(電話、FAX、携帯電話、庁内 LAN、その他防災関連機器等) の点検・確保

電源の点検・確保

その他庁舎機能の点検・確保

(2)情報収集

各部は、所管する建築物等の被害、人的被害、火災発生の状況等各部が初動対応に必要な情報や自衛隊災害派遣要請、災害救助法の適用要請及び他市町村への応援要請の判断に必要な情報収集を行う。

また、総務部は、各部、警察、消防その他防災関係機関と密接な連携を図るとともに、収集された情報を精査し、全体の被害状況を早期に、かつ正確に把握する。

(3)柔軟な配備対応

各配備体制とも、職員の参集状況や災害の規模、復旧の進捗状況等に応じた災害対応活動を行うため、各部において人員を柔軟に移動させ配置する。

(4) 参集・動員状況の報告

各部長は、職員の参集・動員状況を速やかに把握確認し、総務部へ報告するものとし、総務部は、速やかに本部長に報告する。また、報告の時間は本部長が特に指示した場合を除き、1時間単位とする。

- ①部名
- ②参集・動員連絡済職員の職、氏名、人数
- ③連絡が不通となっている職員の職、氏名、人数
- ④参集(動員)職員の職、氏名、人数
- ⑤参集に遅れる又は困難となっている職員の職、氏名、人数
- ⑥その他 (職員の被災状況)

4. 緊急配備体制の組織

(1) 警戒本部体制の組織

- ・警戒本部の設置場所は、役場庁舎とする。
- ・警戒本部の設置の責任は、村長とし、本部長を司る。村長に事故又は不在で あるときは、副村長及び教育長がその職務を代行する。
- ・警戒本部の事務局は総務課が担当する。事務局は災害状況等を把握し、災害 対策本部体制に準じて警戒本部体制を構成する各部員に招集連絡を行う。
- ・警戒本部の各部長は、配備された職員により情報収集連絡活動を指示する。
- ・警戒本部は、情報収集連絡活動の結果に基づき災害対策本部設置または警戒 本部解散の判断を行う。

(2) 災害対策本部体制の組織等

ア 設置場所

災害対策本部の設置場所は、役場庁舎とする。なお、災害により本部施設 が使用不能となった場合は、被災を免れた最寄りの公共施設内に設置する。 また、必要に応じてプレスルームを災害対策本部に近接する場所(玄関ロ ビー等)に設置し、報道機関との連携強化に努める。

【役場庁舎が使用できなくなった場合の事前指定の代替庁舎】

順位	施設名	住所
1	黒滝村中央公民館	大字寺戸196
2	村立黒滝小学校・黒滝中学校	大字寺戸41
3	旧黒滝中学校	大字堂原157-1

イ 公表

災害対策本部を設置したときは、速やかに本部員、関係機関及び住民に対し、電話、文書、その他の方法で通知するとともに、本部の表示を本部設置場所に掲示する。

【災害対策本部設置の通知区分】

通知及び	が公表先	通知及び公表の方法	責任者
各	部	口頭伝達又は電話 FAX メール	総務部長
住	民	防災行政無線	総務部長
県 本	: 部	県防災無線又は電話 FAX メール	総務部長

ウ 組織編成

- ・災害対策本部の本部長は村長とし、事務を総括する。
- ・副本部長は副村長及び教育長とし、本部長に事故又は不在であるときは、 その職務を代理(第1順位:副村長・第2順位:教育長)する。
- ・災害対策本部の事務局長は、総務課長とする。

- ・災害対策本部の本部員は、課長職級及び消防団長とする。
- ・本部長、副本部長に事故あるときは、総務課長がその職務を代行する。さらに、総務課長に事故あるとき又は連絡不能の場合は、災害対策本部に到着した本部員で職制上の上位者が職務を代行する。
- ・災害対策本部の事務局は総務課が担当する。事務局は災害状況等の情報を 把握し、事務局長は本部を構成する各部員に招集連絡を行う。

エ 災害対策要員のローテーション

大地震災害や風水害などの大規模災害の場合は、災害対策が長期化することから、職員の健康管理に留意し、災害対策要員のローテーションについて本部方針を定め、職員に周知することとする。

オ 現地災害対策本部の設置

村長は、局地的に相当規模の被害が生じた場合又は発生のおそれがあると 予想される場合において応急対策を推進する上で必要があると認めた場合 は、現地災害対策本部を設置することができる。

- (ア) 現地災害対策本部長は、村長が、村職員の中から指名する。
- (イ) 現地災害対策本部は、災害現場又は災害現場近くの公共施設に設置。
- (ウ) 現地災害対策本部の所掌事務は、次の事項とする。
 - ・ 被害状況等の情報収集、調査及び村への報告に関すること
 - ・ 応急対策の実施に関すること
 - ・ 現地における関係機関との連絡調整に関すること なお、現地災害対策本部の編成は、その都度定める。

カ標識の掲示

災害対策本部を設置したときは、次の標識を掲示する。

 黒滝村 村 災害対策本部 災害 対策 本 部
 (腕 章)

 黒滝村 災害対策本部 (腕 章)

 黒滝村 災害対策本部 (麻 章)

 (麻 章)

 本部
 (東両等へ掲示)

Ⅳ. 応急対策活動

1. 地震対応のガイドライン

	(準 備段階)	初動段階	動段階 応急段階		後旧段階
		(発災当日中)	1~3日後	3日~1週間後	1週間~1か月後(又は数か月後)
1. 災害対策本部の組織・運営	庁舎の耐震化、代替施設の確保災害対策本部設置・運営訓練	災害対策本部設置 ・本部会議 (代替庁舎確保) ・記者会見		・行政職員のこころのケア	
2. 通信の確保	・衛星携帯電話の確保、住民と連携した使用訓練 ・代替通信手段の検討	情報通信の疎通状況確認	・ 孤立集落等への通信手段の確保		
3. 被害情報の収集	• 情報収集項目の事前整理 • 情報収集(トリアージ)体制の整備	被害状況に関する 情報収集情報収更	里(トリアージ)	・企業等の被害情報収集	
4. 災害情報の伝達	・防災行政無線のデジタル化	・地震(余震)情報、津波情報、避	難勧告・指示等に関する情報提供	→	
5. 応援の受入れ	・応援職員の担当業務の整理 ・応援協定の締結及び訓練 ・ヘリコプター離着陸場確保	連絡窓口、受入れ体応援要請 燃料、災対本部内の	制確保(駐車場、 事務スペース等) ・府県及び周辺	2市町村の応援受入れ	
6. 広報活動	・特別な配慮が必要な方への多様 な情報伝達手段を確保	・住民への広報(被害情報、避難 所、物資、ライフライン等)	• 応急危険度判 定の周知	• 被害認定調査、罹災証明の 発行に関する広報	・イベント、キャン ペーン等の周知
7. 救助•救急活動	医師、保健師等の連携体制確保	・死傷者の捜索、 ・救護所の設置 救出救助 ・医療チーム派	• 遺体の安置、 貴要請 火葬		
8. 避難所等、被災者の生活対策	・避難所施設の耐震化・住民と連携した避難所運営訓練		環境の確保、エコノ ・避難 グラス症候群の防止 なん	推所の環境整備(配慮の必要 • へや女性の視点を考慮)	ニーズ調査 ・ 避難所の統廃合 閉鎖
9. 特別な配慮が必要な人への対策	特別な配慮が必要な人への理解配慮が必要な人の把握、支援体制検討	・福祉避難所やホテル・旅館および 的なスタッフ等の確保 ・安否確認、必要な支援の確認・提	・ 多様な情報提供手段による		防止
10. 物資等の輸送、供給対策	・物流業者等との協定 ・地域完結型の備蓄		らの物資受 ・給水の実施 計を広報 ・物資拠点の要員確保		——
11. ボランティアとの協働活動	社会全体でのボランティア活動へ社協職員等への研修NPO団体等との事前検討	の理解 • ボランティア受入れ ● 社協職員 体制の確保、周知 の派遣要		段や宿泊場所等の準備 • 地域コミュニティによる支	「援体制の確保支援 ▶
12. 公共インフラ被害の 応急処置等	(ハザードマップにより、事前に土砂(生の危険性を周知し、訓練等を実施) ・耐震化の着実な実施 ・道路啓開等の体制の検討・確保	- 東門家と連携し、インフラ被害、	・道路啓開 ・立入禁止措置や避難の実施	少災害発生箇所監視 • 管理者が避難し 冷凍冷蔵品の利	」た地区の家畜や 多動等
13. 建物、宅地等の応急危険度判定 14. 被害認定調査、罹災証明の発行	(応急危険度判定、罹災証明の意 •• 味について一般への理解促進)	• 応急危険度判定士の応援要請 • 応急危険度判定士の応援要請	・応急危険度判定の実施・被害認定調査の応援要請	• 被害認定調査の実施、罹災証明の発	終行手続き ▶
15. 仮設住宅	• 仮設住宅の建設候補地、空き家情 • 地域で配慮が必要な人に適した仕		• 仮設住宅必要戸数の算出		必要な人の配 • 「みなし仮設」受け付け 人数の確認 ▶
16. 生活再建支援	• 被災者支援台帳等のフォーマット等について事前検討		• 住民向け相談窓口の設置 け付け (多様な専門家と連携)	・生活資金の・義援金(一次)配 貸付 分方法の検討	被災者生活再建支 ・被災企業等の事業 援金の周知、受付 再開相談等
17. 廃棄物処理	仮置き場等の候補地選定廃棄物発生量の事前検討	• 災害廃棄: • 災害廃棄:	物処理計画の策定	がれき仮置き場の確保	・他の市町村や民間業者等の協力に よる災害廃棄物の処理

2. 初動期の行動フロー

【動員】(総務課)ガイドライン1

111	-	4 /2	11.
災	害	発	生

1	課長は	災害等に関する情報を集約し、村長及び副村長に伝達するとともに、
'	林文は	村長の判断に基づく配備体制内容を各課長、消防団長に伝達する
2	課長は	各課の動員状況報告より各課の職員の参集状況を把握する
2		各課の参集状況、今後の災害対応業務を勘案して、村内の横断的な
3	課長は	人員調整を行い、各課長に伝達する
4	押上(+	必要に応じて県、他自治体に人材の派遣要請を行うための必要人員、
4	課長は	必要職種の選定を行う

【本部運営】(総務部)ガイドライン1

災 害 発 生

	人 日 九 工					
1	部員は	庁舎の応急危険度判定を実施するとともに、本部設置場所[役場庁舎]の安全を確認する(使用不能な場合は最寄りの公共施設の使用可否確認)				
2	部員は	施設、設備の安全を確認したのちに[役場庁舎]に災害対策(警戒) 本部を設営するとともに本部会議室を設営する				
3	部長は	本部長の判断に基づき本部会議室に本部員(各課長等)を招集する				
4	部長は	事務局長となり、災害情報を収集して本部会議資料を作成し、会議を進行し、本部を運営する				

【公共土木施設被害調査】(建設部)ガイドライン3、12

災 害 発 生

1	部員は	所管する道路、橋梁、河川管理施設等の被害情報等を収集及び本部 へ報告するとともに、県と連携し、県の所管施設の被害情報等を把 握する
2	部員は	所管する道路、橋梁、河川管理施設等に障害物がある場合は、県、 建設業協会等の協力を得て、直ちに障害物を除去する
3	部員は	二次災害を防止するため、土砂災害警戒区域、山地災害危険地区、 ため池要整備箇所等の調査について、県に応援を要請する

4 部員は 調査の結果、二次災害のおそれがある場所については、危険箇所の下流域に居住する住民を安全な場所に避難させる

【文教施設被害調査】(教育部) ガイドライン3

災 害 発 生

4	÷7 = /-	テレビ、ラジオ等の情報に留意しながら、災害に関する情報を収集
ļ '	部員は	する
2	如 昌 (+	学校長等と連絡調整し、児童・生徒等の安否確認及び被害情報等を
2	部員は	収集する
3	部員は	学校長等と連絡調整し、学校等の施設や設備の緊急点検を指示し、
3		被害情報や緊急措置の内容等を把握する
	•	
4	部員は	被害調査結果をとりまとめて、災害対策本部に報告する

【情報収集・伝達】 (総務部) ガイドライン2、3

		災害発生
1	部長は	村内、村外の情報収集伝達にあたらせる
2	部員は	無線通信機能の点検を行う(支障が生じた場合は施設、設備の復旧を行う)とともに、緊急情報連絡用の通信手段を確保する
3	部員は	村内外からの各種情報を収集し、集約する
4	部員は	集約した情報を本部、各課局、県、関係機関に伝達・報告する
' <u>-</u>		

【応援要請】 (総務部) ガイドライン 5

被	害	情	報	等	集	約	後

	ᇷᄝᄔ	本部に集約された情報をもとに、他機関への応援要請が必要となる
'	部員は	内容、期間、受入れ場所を検討し、本部会議に案を諮る
		他機関(自衛隊、県、他市町村、その他関係機関・団体)への応援
2	部長は	要請手続きを防災行政無線又は電話等で行う(事後速やかに文書を
		送付)
3	部長は	受入れ担当者を指名し、派遣部隊の指揮官と受入れ場所との連絡調
3		整にあたらせる
	部員は	必要に応じて、派遣部隊の宿泊場所、部隊集結場所の確保、作業費
4		必要な資機材の確保などを行うとともにヘリポートの開設準備を行
		う
	1	

【災害広報】 (総務部) ガイドライン4、6

		災害発生
1	部員は	各課からの連絡、報告をもとに、情報を集約して、広報内容を検討
	마貝は	する
2	部員は	広報手段(防災行政無線、広報車両、自治会等の協力、職員派遣、
2		印刷物、新聞等の報道機関の協力、インターネット等)を決める
3	部員は	 複数の広報手段を用いて、効果的に広報を実施する
1	如吕什	緊急を要する場合は、県を通じて、報道機関へ災害に関する通知、

要請、伝達、予警報等の放送を依頼する

【医療・救護】(民生部)ガイドラインフ

4 部員は

		災 害 発 生
1	部員は	人的被害の情報を把握するとともに。広域災害・救急医療情報シス
'	마貝は	テム等を活用して、医療施設の被害状況や空床状況等を把握する
2	部員は	県医師会等の医療関係団体(必要に応じて、県及び日本赤十字社奈
	引見は	良県支部)に医療救護班の派遣を要請する
3	部員は	医療救護所を開設し、派遣される医療救護班と相互に機密な連携を
3		行う
		必要に応じて、地域の各種医療機関の協力を得て、医療救護活動に
4	部員は	必要な医薬品、医療用資機材の調達を支援する(不足するときは県
		に要請)

【避難誘導】(民生部)ガイドライン4、8

災	害	発	生
クく		ᄁᄆ	

1	部員は	避難対象地区と開設避難所を確認し、消防、警察に連絡する
2	部員は	避難対象地区の自治会等に連絡し、避難誘導の協力を依頼する
3	部員は	必要に応じて、避難誘導の実施に係る資機材(誘導ロープ、投光器、 照明器具等)や車両等を調達する
4	±7 ⋿ /+	災害が広範囲で大規模な立退き移送を要し、村単独での対応が不可

【避難所】(民生部) ガイドライン8

4 部長は

能な場合は、県に協力を要請する

	災害発生			
		開設する避難所の施設管理者に連絡をとり、施設の使用可否を確認		
1	部員は	するとともに、施設利用の同意を得る(使用不可の場合は代替場所		
		を確保する)		
2	部長は	避難所へ派遣する避難所担当職員を定め(ローテーションも含め		
	の文は	て)、本人に連絡するとともに本部に報告する		
3	避難所担	施設管理者、避難者と連携し避難所を開設・運営する(詳しくは避		
٥	当職員は	難所運営マニュアルを参考とする)		
	避難所担			
1	当職員以			
4	外の部員	避難所担当職員と連絡調整し、避難所の開設・運営を支援する		
	は			

【感染症対策】 (民生部) ガイドライン8

人 命 救 助 後

1	部員は	避難所の衛生状況、感染症の発生状況等を確認する
2	部員は	必要に応じて、吉野保健所の指導のもと消毒等の防疫活動を実施す
2	ᄜᄝᅜ	る
3	部長は	村単独または吉野保健所での対応が不可能な場合は、県健康増進課
3		に連絡し、他の自治体の応援を得る
1	如吕什	被害状況、防疫活動状況、災害防疫所要見込額等をとりまとめ、吉
4	部員は	野保健所を経由して県へ報告する

【災害時要援護者】(民生部)ガイドライン9

災 害 発 生

	· 무 / ㅗ	日ごろより把握している災害時要援護者の安否について、民生委員、
'	部員は	村社会福祉協議会等と協力して確認する
2	部員は	災害時要援護者の安否確認結果についてとりまとめ、県に報告する
2	ᆘᆝ	(確認できた範囲で行う)
3	部員は	県やボランティアと連携して、被災者の福祉ニーズを把握する調査
3		体制、相談体制を整備し、避難所等の巡回調査を実施する
		必要に応じて、福祉避難所として開設可能な施設(黒滝こども園、
4	部員は	黒滝村ディサービスセンター)の管理者と協議し、福祉避難所を開設し、要
		援護者の受入れを行う

【緊急輸送】 (建設部) ガイドライン 1 O

被害情報等集約後

1	部員は	各課からの報告をもとに、車両及び車両用燃料等の必要数と使用可
'	可見は	能な車両数を把握するとともに、各課間の車両の再配分を行う

2 部員は 必要に応じて、県、近隣市町村等に輸送車両の斡旋を要請、または 輸送業者等の関係機関に輸送協力を依頼する

3 部員は 車両燃料の調達先や必要に応じた駐車スペースを確保する

		航空輸送の確保が必要と判断された場合は、災害活動用緊急ヘリポ
4	部員は	ートの被災状況を調査し、受入体制を整備し、県等に派遣要請を行
		j

【給水】(建設部)ガイドライン1O

被害情報等集約後

		放 音 頂 報 寺 集 利 仮	
1	部員は	村内の水道施設の被害状況及び給水状況を把握する	
2	部員は	被害情報収集結果や推定した応急給水規模をもとに応急給水計画を 作成する	
3	部員は	給水車、給水資機材・人的資源を確保する(不足する場合は本部を 通じて県や近隣町村に応援を要請)	
		応急給水計画に基づき、運搬給水を主とした応急給水を実施すると	

4 部員は 応急給水計画に基づき、運搬給水を主とした応急給水を実施するとともに、実施状況をとりまとめて本部に報告する

【食料・生活必需品】(民生部)ガイドライン8、10

被害情報等 集約後

1	部員は	避難者数等を把握し、食料等物資の必要数を推定する	
2	部員は	食料供給計画、生活必需品供給計画を作成し、確保する食料・物資	
	引見は	の調達方法や配分方法を決める	
	部員は	食料供給計画、生活必需品供給計画に基づき、村内業者、近隣市町	
3		村業者等より食料・物資を調達する(不足する場合は県へ斡旋等依	
		頼)	
	·		
4	部員は	調達した食料・物資等は、仕分け等を行い、各避難所等へ搬送する	

【ボランティア】(民生部) ガイドライン11

	人命救助後				
1	部長は	災害の状況に応じて、災害ボランティアの参画が必要となるとき、			
		村社会福祉協議会にボランティア受入れのための協力を要請する			
	ı				
	村社会福				
2	祉協議会	災害ボランティア本部を開設する			
	は				
	村社会福	 県災害ボランティアセンターと連携を図りつつ、災害ボランティア			
3	祉協議会	の受入れ、派遣調整等を行う			
	は	の支入れ、派追調金寺を打り			
4	部員は	災害ボランティア本部の運営を支援する			

【公共土木施設応急復旧】(建設部)ガイドライン12

人 命 救 助 後

1	部員は	被害調査の結果を踏まえ、二次災害の発生するおそれがある場所に
'		ついて、規制や立入制限を行う

		公共土木施設等の被害の状況、発生原因を考慮して、応急復旧計画
2	部員は	を作成する(必要に応じて、県に技術職員の派遣等、技術的支援を
		要請)

3	如品什	応急復旧の優先順位(緊急輸送道路など)を勘案して、所管する公
S	部員は	共土木施設の応急復旧工事を実施する

4	部員は	必要に応じて、県が実施する激甚災害及び局地激甚災害に関する調
		査等に協力する

【住宅危険度判定】(建設部)ガイドライン13

人命救助後

1	部員は	建築物や宅地等に関する警戒巡視活動を行い、被災建築物や宅地の
		応急危険度判定の要否を検討する
0	部長は	被災建築物や宅地の応急危険度判定を要すると認める場合、判定の
_		実施を本部に具申する
3	部員は	被災建築物や宅地の応急危険度判定危険度判定実施計画を作成し、
3		県か派遣される判定士にその内容を伝達する

4 部員は 被災建築物・被災宅地応急危険度判定の実施結果をとりまとめ、本部に報告する

【廃棄物処理等】(民生部)ガイドライン17

人 命 救 助 後

1	部員は	被害状況を勘案して、	ごみ等(し尿、	生活ごみ、	がれき)	の発生量
'	ᆔᆺ	を推計する				

2 部員は ごみ等の処理施設の被害状況や施設利用可否を把握するとともに、 現況処理能力を把握する

		収集処理委託業者、県、南和広域衛生組合、その他関係機関と連携
3	部員は	して、ごみ等の処理計画を作成するとともに、必要に応じて、仮置
		き場、仮設トイレを確保する

4 部員は ごみ等の処理計画に基	づき住民説明・周知を行う。
------------------	---------------

		収集処理委託業者、県、南和広域衛生組合、その他関係機関と連携
5	部員は	して、ごみ等の処理、収集、運搬を実施する(アスベスト等有害な
		廃棄物の処理は専門業者へ委託)

【消防】(消防団)ガイドライン3、7

災 害 発 生

1	部員は	消防署、消防団長と連絡調整し、村内の火災・人的被害に関する情報を把握する
2	消防団は	消防署と連携し、初期消火活動、人命救助、出火防止の方法等を行い、自治会と連携して住民避難誘導等の協力を行い、活動状況などを本部に報告する
3	部員は	本部に報告された火災・人的被害に関する情報を整理する
4	部員は	火災・災害等即報要領に基づく報告を国または県に行う

3. 応急対策活動のチェックリスト

チェックリストの見方、使い方

- ○「対策項目」の欄には、「地方都市等における地震対応のガイドライン (内閣府)」 に記載されている災害対策本部が実施すべき項目を各部ごとに記載している。
- ○「活動内容」の欄には、想定される具体的な活動内容を記載している。
- ○「指示したか」の欄には、各活動内容の実施について、関係部局や担当者に指示し た場合にチェックを入れること。
- ○「確認したか」の欄には、各活動内容が実施されたことを確認した場合にチェック を入れること。
- ○「情報の入手元や伝達先等」の欄には、情報の入手元や伝達先、活動内容の実施に 当たって協議や調整を行う相手方等の関係者を記載している。

(1)総務部

時期	項目	対策項目	枝番	活動内容	指示 したか	確認 したか	伝達先等
		災害対策 本部の組 織・運営	1	庁舎の耐震化や家具等の固 定、天井の落下防止対策等 を実施する。			
	1		2	代替施設における初動活動 に必要な資機材(情報通信 機器)や資料・データ(住 民の安否確認用)、燃料等 を確保する。			
			3	災害対策本部の設置・運営 訓練を行う。			
			1	衛星携帯電話の配備等、地 震の発生を前提とした通信 設備を確保、運用する。			通信事業者
	2	通信の確保	2	孤立可能性のある集落の住 民等と連携し衛星携帯電話 の使用訓練を行う。			住民
事前			3	村防災行政無線のデジタル 化、未整備地区の解消を図る。			県
			4	地上に文字を書くなどの手段(ヘリコプターから確認できる「救援要請シート」等)を配備し、訓練を行う。			住民
		被害情報の収集	1	被害情報の管理に必要な多 岐にわたる災害対応の項目 の事前整理を行う。			
	3		2	大和路情報ハイウェイ等に よる関係機関間の情報共有 の仕組みについて事前に確 保しておく。			県、防災関係 機関
	5	応援の受 入れ	1	村の職員が災害対応に専念できるよう、応援職員が担当すべき業務等を整理した統一的な方針を検討しておく。			県

			2	ヘリコプターの運用に必要 な調整等(飛行管制や機関 相互のヘリコプターの運用 等を調整する場の設置、救 助・救急活動時におけるへ リコプター活動の留意点) について、関係機関と検討 しておく。		県、防災関係 機関
			3	ヘリポート及びヘリコプタ 一離着陸適地をリストアッ プしておく。		
			1	指定避難所及び指定緊急避 難場所の耐震化を図る。		住民
事前			2	自主防災組織の組織化を図る。		住民
	8	避難所 等、被災 者の生活 対策	3	住民(自主防災組織等)と 連携し、避難所運営訓練を 実施する。		住民
			4	災害発生時にただちに被災 者台帳が作成できるよう、 システムの構築、庁内の情 報共有の仕組みについて事 前に確保しておく。		
	12	公共イン フラ被害 の応急処 置等	1	土砂災害発生の可能性があ る箇所等の下流域での避難 に備えた訓練等を実施す る。		県、住民
	14	被害認定 調査、罹 災証明の 発行	1	被害認定調査を行う職員の 育成、他の地方公共団体や 民間団体との連携の確保を 行う。		県、建築士会
			1	災害対策本部を設置する。		県、防災関係 機関
当日	1	災害対策 本部の組 織・運営	2	第1回本部会議を開催する。		県、防災関係 機関
			3	関係機関に災害対策本部会 議への出動を要請する。		県、防災関係 機関
			4	災害救助法の適用申請を行 う。		県、防災関係 機関

			5	定期記者会見の実施につい て、報道機関に周知する。		マスコミ														
			6	広報担当者を設置し、取材 ルール(本部会議の公開/ 非公開)について、報道機 関に周知する。		マスコミ														
			1	防災行政無線の疎通状況の 確認を行う。		県														
			2	被災地との通信インフラの 状況を確認する。		住民														
当日	2	通信の確保	3	情報が途絶している集落等 への通信手段の確保策を検 討する。		県、防災関係 機関、民間 (通信事業 者)														
			4	通信施設に被害が発生した 場合は、災害時優先電話や 防災行政用無線、衛星通 信、アマチュア無線等、代 替通信手段を確保する。		県、防災関係 機関														
		被害情報の収集	1	人的被害の把握を行う。		防災関係機 関、住民														
			2	被害状況等を集約し、定期 的に県に報告する。		県														
			3	気象庁から、余震に関する 情報を入手する。		県、消防、警 察														
																	4	ヘリコプターの派遣要請を 行う。		県、消防、警 察
	3		5	村有施設(防災拠点・指定 避難場所)の状況把握を行 う。		施設管理者														
			6	危険物施設における被害状 況把握を行う。		施設管理者														
			7	ライフライン事業者から停電、断水、ガス供給停止に関する情報(影響範囲、影響戸、復旧見込み等)を入手する。		施設管理者														

			1	地震の規模・発生場所、地震に伴う津波注意報・警報及び余震等に関する情報を、マスコミ等の報道機関を通じて伝達する。		マスコミ
当日			2	地震の規模・発生場所及び 余震等に関する情報をホー ムページやくろたきテレビ により伝達する。		防災関係機 関、住民
		災害情報の伝達	3	地震の規模・発生場所及び 余震等に関する情報を、防 災行政無線により伝達す る。		防災関係機関
	4		4	地震の規模・発生場所及び 余震等に関する情報を、 (停電等により情報伝達機 器が利用できない場合)ハ ンドマイクや回覧板等のロ ーテクを用いて伝達する。		防災関係機 関、住民
			5	地震の規模・発生場所及び 余震等に関する情報を、停 電等により情報伝達機器が 利用できない場合、オフロ ードバイク等により孤立集 落等へ伝達する。		住民
			6	土砂災害等の危険が予想される範囲に、避難勧告、指示等を伝達する。		防災関係機 関、住民
			7	警戒区域への立入制限・禁 止及び区域外への退去命令 を行う。		防災関係機 関、住民
			1	応援協定に基づき、応援要 請を行う。		県等
		応援の受入れ	2	消防 (緊急消防援助隊) の 派遣要請を行う。		県(→総務省 消防庁)
	5		3	自衛隊の災害派遣要請を行 う。		県(→防衛省 自衛隊)
			4	民間団体等への支援要請を 行う。		民間(物流、小売)
			5	連絡窓口を指定する。		防災関係機関

			6	物資等の応援や人員派遣を 速やかに受け入れるための 施設を指定する。		防災関係機関
			7	応援隊事務室を設置する。		防災関係機関
			8	宿泊場所及び宿営地を確保 する。		防災関係機関
			9	車両集結場所を確保する。		防災関係機関
			10	ヘリコプター離着陸適地を 確保し、関係団体に周知す る。		防災関係機関
			1	避難所の開設状況について 広報する。		マスコミ
		広報活動	2	住民等の安否確認状況について広報する。		防災関係機関、住民、マスコミ
当日	6		3	ライフラインの被害状況、 二次災害防止のための措 置、復旧見込みについて広 報する。		マスコミ
			4	浄化槽施設の被害状況に応 じ、被災状況、トイレの使 用制限等の協力依頼を住民 に広報する。		住民
			5	住民問い合わせ対応窓口を 設置する。		県
			6	交通規制の実施状況について広報する。		警察、マスコミ
			7	交通機関の復旧見込みについて広報する。		マスコミ
			8	水や食料等の確保について 広報する。		民間(物流、小売)、住民、マスコミ
			9	保育、教育及び社会福祉施 設等について広報する。		県、教育委員 会、学校、住 民、マスコミ
			10	危険物等による災害が発生 し、又は周辺に被害が拡大 する恐れがある場合は、必 要な広報活動を行い、必要		施設管理者、 警察、消防、 マスコミ

				と認められる場合は、避難 の勧告又は指示を行う。		
			11	救援物資の受入れについ て、被災地外に広報を行 う。		マスコミ
			12	義援金の受入口座について 広報する。		マスコミ
			13	災害用伝言ダイヤル「17 1」、災害用伝言板等によ る安否確認について周知す る。		民間(通信事業者)、住民
			14	学校等の被害の状況、児童 生徒の安否、臨時休業、児 童生徒の下校措置などの情 報について広報を行う。		県、教育委員 会、学校、住 民、マスコミ
当日	10	物資等の 輸送、供 給対策	1	県や応援協定締結都市及び その他の市町村に、食料や 生活必需品の調達について 応援を要請する。		県等
			2	物資の配送に必要な車両を 確保する。		県、民間(物 流、小売等)
			3	外部からの救援物資の受入 れの可否について判断す る。結果は、多様な情報提 供手段で被災地外に周知す る。		マスコミ
	12	公共イン フラ被害 の応急処 置等	1	県、消防、警察、地方整備 局等のヘリコプター等によ る被害状況の把握を要請す る。		県、消防、警 察、出先機関
			2	公共土木施設(河川施設等)の施設被害が発見された場合は、県及び防災関係機関に報告する。危険が及ぶと判断される場合は、住民に情報伝達する。		防災関係機 関、住民

当日			3	治山・砂防施設、河川・護 岸設備の異常による二次災 害の危険性について把握 し、必要に応じて住民等に 情報提供し、避難勧告・指 示等を発令する。		住民						
7 1		建物、宅	1	建物、宅地応急危険度判定の対象となる区域及び宅地を定め、広報する。		住民						
	13	地等の応 急危険度 判定	2	建物、宅地応急危険度判定 に必要な支援を他の地方公 共団体・応急危険度判定士 会・宅地判定士に要請す る。		全国被災建築物応急危険度判定協議会、宅地危険度判定士						
	16	生活再建 支援	1	義援金の受入れについて確 認し、広報する。		マスコミ						
	6	6 広報活動							1	報道内容やインターネット 上の情報を確認し、風評被 害の発生等を防止するため の情報発信等を行う。		マスコミ
			2	災害ごみの処理について広 報する。		住民						
			3	屋外避難者や車中避難者 等、指定避難所以外にいる 避難者向けに、ラジオやテ レビの報道を通じて情報提 供等を実施する。		マスコミ						
1~3 日			4	建物応急危険度判定、宅地 危険度判定の実施について 広報する。		住民						
			5	診療可能な医療機関や救護 所(外来、入院、透析等特別な治療が可能な病院等) について広報する。		医療機関、住民						
			6	災害ボランティアの受入れ 方針を確認し、広報する。		マスコミ、住 民						
	8	避難所等、被災	1	多数の避難所が設置された 場合、周辺市町村等に応援 職員の派遣を要請する。		県等						

		者の生活 対策				
1~3 日	10	物資等の 輸送、供 給対策	1	物資の輸送拠点における要 員確保のため、応援要請を 行う。		県、民間(物 流)、ボラン ティア
	12	公共イン フラ被害 の応急処 置等	1	農地および農業施設等の被 害状況について広報を行 う。		マスコミ、住 民
	14	被害認定調査、罹	1	被害認定調査のための応援要員を確保する。		県、建築士会
	3	災証明の 発行	2	被害認定調査について実施時期を周知する。		住民
	16	生活再建 支援	1	当座の生活資金のない被災 者に対し、緊急小口資金 (生活福祉資金貸付)等の 対応について周知する。		社会福祉協議会

(2)消防部

時期	項目	対策項目	枝番	活動内容	指示 したか	確認したか	伝達先等
	1	災害対策 本部の組 織・運営	1	消防計画を作成する。			
事前	8	避難所 等、被災 者の生活 対策	1	住民(自主防災組織等)と 連携し、避難所運営訓練を 実施する。			住民
	3	被害情報 の収集	1	 人的被害の把握を行う。 			防災関係機 関、住民
	4	災害情報 の伝達	1	避難勧告、指示等を発令した場所において、避難誘導を行う。			防災関係機 関、住民
	5	応援の受 入れ	1	消防(緊急消防援助隊)の派遣要請を行う。			県(→総務省 消防庁)
当日		救助・救	1	死傷者の救出、搬送を行 う。必要に応じて、重症者 をヘリコプター等により被 災地外に広域搬送する。			消防、自衛隊、医療機関
	7	急活動	2	行方不明者の捜索を行う。			消防、警察、 自衛隊
			3	災害現場において消防活動 や防災業務を行う。			
	12	公共イン フラ被害 の応急処 置等	1	治山・砂防施設、河川・護 岸設備の異常が発見された 場合は、人的被害の発生を 防止するため、立ち入り禁 止等の必要な措置を実施す る。			防災関係機関

(3) 民生部

時期	項目	対策項目	枝番	活動内容	指示 したか	確認 したか	伝達先等
	8	避難所 等、被災 者の生活 対策	1	指定避難所ごとに適切な避 難所の居住環境整備・衛生 管理方法等について検討し ておく。			施設管理者、住民
			1	特別な配慮が必要な人の状態と安否確認や避難支援等の配慮内容の理解及びその 啓発に努める。			避難所担当者、住民
	9	特別な配 慮が必要 な人への	2	避難行動要支援者名簿を作 成・更新する。			住民、医療機 関、介護サー ビス機関等
		対策	3	避難行動要支援者と個別に 相談し、災害発生時の避難 方法や避難支援の内容を確 認し、個別の具体的な支援 方法を作成する。			住民、村社会福祉協議会
事前	10	物資等の 輸送、供 給対策	1	直後に必要となる最低限の 物資(「投光機」「テント」「医薬品」「防水シート」「毛布」等)の備蓄及 び調達体制を確保しておく。			住民
			合対策 2	避難所等における燃料及び 車両やヘリコプターの燃料 の確保ルートを確立してお く。			民間(物流、 小売)
	11	ボランテ 11 ィアとの 協働活動	1	平時からの関連組織間の連携によるボランティア対応 に関するノウハウの共有等 の情報交換を行う。			県、社会福祉 協議会、NP O/ボランテ ィア
			2	災害ボランティア本部の設置・受入れ訓練を行う。			社会福祉協議 会、NPO/ ボランティア
				3	災害ボランティア活動に必 要な資機材の備蓄及び確保 方法を検討しておく。		

			4	地元住民のボランティア活動に対する理解を深めるための事前周知を行う。		住民
	17	廃棄物処 理	1	がれき仮置き場の候補地を 事前に選定しておく。		
			1	村有施設(防災拠点・指定 避難場所)の状況把握を行 う。		施設管理者
	3	被害情報 の収集	2	社会福祉施設等における被害状況、要介護者の安否確認及び受け入れの可否について把握する。		社会福祉施設
			3	医療機関の被災状況、診療 可能な医療機関や救護所 (外来、入院、透析等特別 な治療が可能な病院等)に ついて把握する。		医療機関
	4	災害情報 の伝達	1	避難勧告、指示等を発令した場所において、避難誘導を行う。		防災関係機 関、住民
当日	5	応援の受	1	燃料を確保する。		防災関係機関
		入れ	2	食事及び炊事施設を確保する。		防災関係機関
			1	救護所を設置する。		消防、医師会等
			2	死傷者の救出、搬送を行 う。必要に応じて、重症者 をヘリコプター等により被 災地外に広域搬送する。		消防、自衛隊、医療機関
		-\4	3	行方不明者の捜索を行う。		消防、警察、 自衛隊
	7	救助・救 急活動	4	遺体の安置所(寺院、村有 施設等)を確保し、関係機 関に周知する。		防災関係機 関、住民
			5	遺体の搬送車両、棺、ドライアイス等を確保する。		民間(物流、小売)、葬祭
			6	必要に応じて、医療・保健 の専門家の派遣を要請す る。		県、医療機 関、日赤

			7	外部支援医療・保健チーム を円滑に受け人れるための 体制の整備・周知を行う。		県、日赤
			8	人工透析等の緊急を要する 傷病者は、水の供給状態が 不十分となったとき、県及 び防災関係機関の協力を得 て被災地域外の透析可能病 院へ搬送する。		県、医療機 関、日赤
			9	車中泊の人等のエコノミー クラス症候群の注意喚起を 行う。		県、医療機 関、日赤、住 民
当日			1	避難所となる施設の安全確 認を行う。		県、防災関係 機関、学校、 住民
		避難所 等、被災 者 対策	2	必要に応じて、避難所を開設するための職員を派遣する。住民により開設された場合は、協力して避難所環境の整備にあたる。		学校、住民
			3	避難者数と避難者からの生活ニーズの把握を行う。同時に配慮が必要な人の人数と状態把握をできる限り行う。		県、防災関係 機関、学校、 住民
	8		4	避難者名簿を作成する。		住民
			Ę	5	避難所の備蓄物資の提供を 行う。	
			6	日用品等、必要な生活物資の提供依頼を行う。		民間(物流、 小売)
			7	備蓄品の災害用トイレを設置する。不足する場合は仮設トイレの支援を要請する。		防災関係機 関、民間(ト イレ業者等)

			8	公衆トイレの点検を実施 し、利用可能な公衆トイレ を周知する。		施設管理者、住民
			9	避難所への安否問い合わせ 対応(名簿の情報の公開 等)について、共通のルー ルを避難所担当者等に周知 する。		住民
			10	被災者台帳を作成する。		住民
当日			1	避難行動要支援者名簿等を 用いて、避難の支援、安否 の確認等の必要な措置を実 施する。		消防機関、警察、住民(民生委員)、村社会福祉協議会、自主防災組織
	9	特別な配慮が必要な人への	2	福祉避難所を開設する。		住民(民生委員)、自主防災組織
		対策	3	避難所等において、配慮が 必要な避難者等を把握し、 必要に応じ、別室に誘導ま たは医療機関・福祉避難所 に移送する。		防災関係機 関、医療機 関、社会福祉 施設
			4	服薬中の人で薬の足りない 人がいないか確認する。		住民、自主防災組織
			1	避難者数、断水戸数等から 必要な水の量、食料数を判 断する。		
	10	物資等の 輸送、供	2	協定業者等から食料及び生活必需品を調達し、避難所等に配送する。		民間(物流、小売等)
		給対策	3	物流業者等と連携し、物資 の配送拠点の確保や避難所 等への配送ルートを含めた 物資供給・管理システムを 確立し、緊急輸送を実施す る機関等に周知する。		県、民間(物 流、小売等)

当日			4	外部からの救援物資の受入 れの可否について判断す る。結果は、多様な情報提 供手段で被災地外に周知す る。		マスコミ
	11	ボランテ ィアとの 協働活動	1	被害状況を踏まえ、ボラン ティアセンターの設置必要 性等について、社会福祉協 議会等と検討し、決定す る。		社会福祉協議 会、関連する NPO等
			2	災害ボランティアの受入れ 方針を協議・判断し、広報 する。		社会福祉協議 会、関連する NPO等
	16	生活再建支援	1	義援金の受入れについて、 日赤(支部)等と連携し、 受入口座を設定し、周知す る。		金融機関、マスコミ、日赤
	17	廃棄物処理	1	災害規模に応じて災害ごみ 及びし尿の発生量の予測等 を行い、収集、運搬、処分 に関する実施計画を策定す る。		県、廃棄物協 会
			2	し尿の収集を、県等の応援 を得て開始する。		県、廃棄物協 会
	6	広報活動	1	テレビ・ラジオ等の情報伝 達機器を避難所等に設置す る。		民間(物流、小売)
	7	救助・救	1	遺体の保護、埋葬が困難な場合、県及び他市町村に対し応援要請を行う。		県等
	-	急活動	2	傷病者等に対する救護班・ 医療機関の受診の推奨を行 う。		医師会、医療機関
1~3 日	8	避難所 等、被災 者の生活 対策	1	避難所の生活空間の整備を 行う(トイレ、通路の確 保、間仕切り、更衣用個 室、腰掛ける場所等(配慮 が必要な人、女性等を考 慮))。		住民

			2	避難者支援のNPO/ボラ ンティア派遣を依頼する。		N P O / ボラ ンティア (社 会福祉協議 会)
1~3 日			3	水やミルク、おむつ、離乳 食、ウェットティッシュ 等、抵抗力のない乳幼児の 衛生状態を確保するための 物資を確保する。		民間(物流、小売)
			4	避難所のプライバシー確保 対策を実施する(間仕切 り、更衣室等の設置)。		住民、民間 (間仕切り等 の制作会社)
			5	避難所等での衛生管理指導を行う。配布食料(弁当等)、井戸水、炊出しの食材等の衛生に配慮する。また、広報を行う。		保健所、住 民、N P O / ボランティア
			6	避難所での保健活動を行う (こころのケア、エコノミ ークラス症候群、生活不活 発病予防等を含む)。		医師会、医療機関
			7	温かい食事の提供や、アレルギーを持つ人への対応を図るなど、避難所における食事に配慮する。		民間(物流、 小売)、住 民、NPO/ ボランティア
			1	必要に応じ、常時介護を要する人等を福祉避難所等に 移動させる。		社会福祉施設
	9	特別な配 慮が必要 な人への 対策	2	外国人や視覚・聴覚障害者 等の情報伝達上配慮が必要 な住民に対し、翻訳、文 字・手話、音声等の多様な 情報提供手段を用いた広報 を行う。		マスコミ、翻 訳 N P O / ボ ランティア
			3	チェックリストを使用し、 生活不活発病の早期発見・ 早期対応を行う。また、ポ スター・チラシ等による啓 発を行う。		医療機関、住民

			4	災害関連死の防止策を検討する。		防災関係機 関、医師会、 医療機関
			5	高齢者や乳幼児等、配慮が 必要な人に対する入浴環境 の確保(介護施設の入浴サ ービスや民間ボランティア 入浴車の手配)を行う。		社会福祉施 設、NPO/ ボランティア
1~3 日			6	高齢者等、配慮が必要な避難者のためのトイレ(洋式等)を、トイレ業者等に要望し、設置する。		防災関係機 関、民間(ト イレ業者)
			1	ボランティア活動における 安全面の確保や、被災者と の接し方等に関する注意事 項の周知を行う。		社会福祉協議 会、NPO/ ボランティア
	11	ボランテ ィアとの 協働活動	2	ボランティアセンターと連携し、ボランティアに支援 を要請する被災者ニーズに ついて整理する。		社会福祉協議 会、NPO/ ボランティア
			3	ボランティアに被災者ニー ズに沿った活動 (コーディ ネート) を要請する。		社会福祉協議 会、NPO/ ボランティア
	17	廃棄物処	1	災害ごみ等の仮置き場を確 保し、住民説明・周知を行 う。		住民
		理	2	災害ごみ等の収集運搬を開 始する。		民間、住民

(4)建設部

時期	項目	対策項目	枝番	活動内容	指示 したか	確認したか	伝達先等
			1	土砂災害発生の可能性がある箇所等の下流域での避難 の可能性について、ハザー ドマップ等により、流域の 住民に平時から周知する。			県、住民
	12	公共インフラ被害の応急処	2	土砂災害発生の可能性があ る箇所等の下流域での避難 に備えた訓練等を実施す る。			県、住民
事前		置等	3	道路啓開等の応急体制について検討し、必要な体制を確保しておく。			民間(建設業者)
尹則			4	ため池等の農林漁業施設の 耐震性について点検を行 う。			
	15	仮設住宅	1	仮設住宅の候補地を事前に 選定しておく。			
			2	地域(冬季等季節の影響 等)の特性に適した仮設住 宅の仕様を検討しておく。			民間 (プレハブ協会等)
			3	特別な配慮が必要な人に適 した仮設住宅の仕様を検討 しておく(移動、玄関段 差、浴室、トイレ等)。			民間(プレハブ協会等)
	3	被害情報	1	道路等の公共土木施設の被 害状況に関する情報を収集 する。			防災関係機 関、住民
当日		の収集	2	観光・宿泊施設において宿 泊客等の安全確保を行う。			観光·宿泊施 設
	10	物資等の	1	避難者数、断水戸数等から 必要な水の量、食料数を判 断する。			
		(給対策)	2	緊急輸送道路の確保のた め、車両乗り入れ規制や交 通規制、ドライバーへの周 知を行う。			県、警察

			3	橋梁・トンネル等の主要な 構造物、異常気象時におけ る事前通行規制区間、裏山 等の土砂災害・落石等の危 険箇所の緊急点検を行う。		道路管理者、 防災関係機 関、民間(建 設業者)	
				4	道路・橋梁・トンネル等の 被害について、協定業者及 び道路情報モニター等か ら、被害に係る情報を収集 する。		道路管理者、 民間(建設業 者)、住民
当日	3		5	路上障害物の除去等の簡易 な応急復旧作業により、道 路啓開を行う。必要に応じ て、自衛隊等による支援を 要請する。		道路管理者、 民間(建設業 者)、自衛隊	
		() # 2 \ (6	道路啓開の後、重要施設へ のアクセスや被災状況等を 勘案し、道路の応急復旧を 実施する。		道路管理者、 民間(建設業 者)	
	12	の応急処置等 ——	フラ被害 の応急処	7	道路被害、啓開状況及び復 旧見込みについて防災関係 機関に連絡する。		防災関係機関
			8	公共土木施設(河川施設等)の施設被害が発見された場合は、県及び防災関係機関に報告する。危険が及ぶと判断される場合は、住民に情報伝達する。		防災関係機関、住民	
			9	治山・砂防施設、河川・護 岸設備の異常が発見された 場合は、人的被害の発生を 防止するため、立ち入り禁 止等の必要な措置を実施す る。		防災関係機関	
			10	治山・砂防施設、河川・護 岸設備の異常による二次災 害の危険性について把握 し、必要に応じて住民等に 情報提供し、避難勧告・指 示等の必要な措置を実施す る。		住民	

			11	公園施設の異常や被災が確認された場合、被災箇所については、余震、降雨等の影響により施設の被害の拡大や二次災害が生じやすいため、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止措置を講じる。		公園管理者 (指定管理者 含む)
当日			12	道路等の被害箇所・区間に おいて警察及び関係機関と 連携し、交通規制、必要に 応じて迂回路の選定、その 他誘導等の措置を関係機関 と調整し、交通路の確保に 努めるとともに、標識・情 報案内板等により道路状況 の情報を提供する。		道路管理者、警察
			13	農業用ダム・ため池、地す べり危険箇所等の緊急点検 を行い、被害状況の把握及 び応急対策を速やかに実施 する。		農地・農業施 設管理者
			14	農業協同組合等の協力を得 ながら、農作物及び農業用 施設の被害状況を収集す る。		農協等
			15	農林業施設の被害の拡大や 二次災害のおそれがある場合は、排水ポンプによる当該地域の排水や、シートで 覆うなどの地すべり又は亀 裂の拡大防止、倒木の撤去 等の応急対策を実施する。		農協等
	13	建物、宅 地等の応	1	職員の応急危険度判定業務 の実施体制を確保する(応 急危険度判定本部の設置 等)。		
	13	急危険度 判定	2	建物、宅地の被害に関する情報に基づき、建物/宅地応急危険度判定の実施について判断する。		

当日			3	建物、宅地応急危険度判定の対象となる区域及び宅地を定め、広報する。		住民
			4	建物、宅地応急危険度判定 に必要な支援を他の地方公 共団体・応急危険度判定士 会・宅地判定士に要請す る。		全国被災建築物応急危険度判定協議会、宅地危険度判定士
	10	物資等の 輸送、供 給対策	1	給水車、給水タンク、仮設 給水栓等により被害者に応 急給水を行う。必要に応 じ、応援を要請する。ま た、水質検査及び消毒を行 い、衛生対策を徹底する。		県、日本水道 協会
		公共イン フラ被害 の応急処 置等	1	土砂災害の専門家との連携 により、土砂災害等の危険 性について把握する。		防災関係機関
1~3 ∃	12		2	土砂災害の発生箇所において、二次災害の防止のため の監視等の検討を行う。		防災関係機関
I		臣4	3	農地および農業施設等の被 害状況について広報を行 う。		マスコミ、住 民
	13	建物、宅 地等の応 急危険度 判定	1	建物、宅地危険度判定を実施する。		全国被災建築物応急危険度判定協議会、宅地危険度判定士
	17	廃棄物処理	1	倒壊のおそれがあるなどの 危険な家屋等について、解 体撤去を行う。		住民

(5)教育部

時期	項目	対策項目	枝番	活動内容	指示 したか	確認したか	伝達先等
	3	被害情報の収集	1	学校等の被害の状況、児童 生徒の安否、臨時休業、児 童生徒の下校措置等の情報 を収集する。			教育委員会、 学校
W П	4	災害情報 の伝達	1	地震の規模・発生場所及び 余震等に関する情報を、学 校および児童生徒に伝達す る。			教育委員会、 学校
当日	6	広報活動	1	学校等の被害の状況、児童 生徒の安否、臨時休業、児 童生徒の下校措置などの情 報について広報を行う。			県、教育委員 会、学校、住 民、マスコミ
	8	避難所 等、被災 者の生活 対策	1	避難所となる施設の安全確 認を行う。			県、防災関係 機関、学校、 住民

資 料 編

1. 警戒本部の掌握事務

部		名	~中の手性争伤 掌 握 事 務	部長・担当課
40	760	day	・各部との連絡調整に関すること ・県との連絡調整に関すること ・本部内の事務に関すること ・災害発生速報の把握に関すること ・被害状況の調査(住民からの被害状況の受付、災害発生	部長 総務課長
総	務	部	速報の記録)に関すること ・参集職員の把握と各部への配置(各部長と協議)に関すること ・災害対策活動に関する物資(発電機、無線機、災害時優 先電話、懐中電灯、食糧等の準備)に関すること	担当課 総務課 議会事務局
民	生	部	 ・要配慮者等の避難誘導体制に関すること ・被災者の避難誘導準備並びに避難施設の開設準備に関すること ・食料その他必要物資の確保斡旋準備に関すること ・被災者に対する救援物資の配布準備に関すること ・医薬品及び衛生材料の備蓄、供給準備に関すること 	部長 保健福祉課 長 担当課 保健福祉課 住民生活課 診療所
消	防	部	・危険個所の点検、火災発生状況確認に関すること ・村内巡回による情報収集に関すること ・災害の予防、警戒並びに防御に関すること	部長 消防団長 担当 消防団
建	設	部	・災害発生速報の把握及び応急措置の実施に関すること ・道路、河川、急傾斜地等危険個所の点検に関すること ・上下水道、電気等のライフラインの確認に関すること	部長 林業建設課 長 担当課 林業建設課 企画政策課
教	育	部	・文教施設の被害調査及び応急対策準備に関すること	部長 教育次長 担当課 教育委員会 こども園

2. 災害対策本部の分掌事務

2.	火	古ど	東本部の分享事務	1
部		名	主な分掌事務	部長・担当課
			・本部の企画運営に関すること	部長
			・本部指示・命令に関すること	総務課長
			・各部及び関係機関との連絡調整に関すること	副部長
			・各機関への報告に関すること	議会事務局
			・災害発生情報、被害状況の調査に関すること	長
総	務	部	・諸情報の住民への周知に関すること	
小心	177	비	・現地写真、その他広報活動に必要な資料の収集に関す	担当課
			ること	総務課
			・自衛隊の派遣要請に関すること	議会事務局
			・県又は他市町村への応援依頼に関すること	
			・災害救助法適用に必要な災害調査に関すること	
			・その他各部の業務に属さないこと	
			・消防計画に関すること	部長
			・被害情報の収集及び調査に関すること	消防団長
		i 部	・災害現場における消防活動及び防災業務に関すること	副部長
消	防		・火災警報の発令及び気象情報に関すること	消防副団長
			・被災者の救出及び避難指示、誘導に関すること	
			・消防団長の指示による防災業務に関すること	
			・広域消防組合との連絡調整に関すること	
			・被災者の救出並びに捜索に関すること	部長
			・要配慮者等の避難に関すること	保健福祉課
			・被災者の避難誘導並びに避難施設の開設・管理に関す	長
			ること	副部長
			・食料その他必要物資の確保斡旋に関すること	住民生活課
			・被災者に対する救援物資の配布に関すること	長
			・日赤奉仕団等の応援要請、受入配置に関すること	
			・一般ボランティアの受入れ及び連絡調整に関すること	担当課
民	生	部	・炊き出し等による被災者に対する食生活の保護に関す	保健福祉課
			ること	住民生活課
			・感染症防止のための予防接種に関すること	診療所
			・医薬品及び衛生材料の備蓄、供給に関すること	
			・災害により傷害を受けた人及び感染症にかかった人の	
			医療に関すること	
			・遺体の埋火葬に関すること	
			・廃棄物の処理に関すること。	
			・被災地域の防疫に関すること	
			・保健所との連絡に関すること	

部	名	主な分掌事務	部長・担当課
		・道路、橋梁の応急修理並びに緊急施設に関すること	部長
		・河川及び砂防施設等の応急復旧に関すること	林業建設課
		・村有建物の被害調査と報告に関すること	長
		・仮設住宅の建設及び応急修理に関すること	副部長
		・資機材の現地調達に関すること	企画政策課
		・耕地、山林の災害状況調査並びに応急対策に関するこ	長
7.=1-	設 部	と	
建	成 可	・飲料水の確保に関すること	担当課
		・簡易水道施設等の応急修理に関すること	林業建設課
		・飲料水の適否の検査に関すること	企画政策課
		・災害応急物資、資機材の輸送に関すること	
		・交通対策に関すること	
		・観光・宿泊施設における宿泊客の安全確保に関するこ	
		کے	
		・文教施設の被害調査及び応急対策に関すること	部長
		・文化財の保護に関すること	教育次長
教	育 部	・応急教育の実施並びに運営に関すること	
教	月 司)	・教材、学用品等の調達、給付に関すること	担当課
		・学校、こども園の保健衛生に関すること	教育委員会
		・学校、こども園の給食指導に関すること	こども園

3. 避難所一覧

(1) 指定緊急避難場所

NO	+ <i>t</i> -=n, <i>t</i> -	管		対象とする異常な 現象の種類				指定避	収容可能
NO	施設名	住所	当 連絡先	洪水	土砂 災害	地震	大規模 な火事	難所との重複	人数(人)
1	黒滝小学校・中学校	大字寺戸41	黒 滝 小 中 学 校 長	0		0	0	0	900人 (2㎡に1人)
2	黒滝村農林トレーニングセンター	大字寺戸47- 1	黒 滝 村 教育長	0	0	0	0	0	470人 (2㎡に1人)
3	黒滝村中央公民館	大字寺戸196	黒 滝 村 教育長	0			0	0	310人 (2㎡に1人)
4	長瀬地区集会所	大字長瀬83- 1	長瀬区長	0		0	0	0	80人 (2㎡に1人)

(2) 指定避難所

NO	施設名	住所	施設 管理者	指定緊急 避難場所 との重複	災害対策基本法施 行令第20条の6第5 号に規定する指定 基準を満たすもの であるか	収容可能 人数(人)
1	笠木地区老人憩の 家	大字笠木735	笠木区長		0	70人 (2㎡に1人)
2	笠木・桂原・長瀬地 区集会所	大字桂原118-1	桂原区長		0	60人 (2㎡に1人)
3	長瀬地区集会所	大字長瀬83-1	長瀬区長	0	0	80人 (2㎡に1人)
4	御吉野・長瀬地区老 人憩の家	大字御吉野139	御吉野区長		0	70人 (2㎡に1人)
5	堂原地区老人憩の 家	大字堂原381	堂原区長		0	60人 (2㎡に1人)
6	寺戸地区老人憩の 家	大字寺戸306	寺戸区長		0	160人 (2㎡に1人)
7	川戸地区集会所	大字中戸390	川戸垣内長		0	70人 (2㎡に1人)
8	上中戸地区老人憩 の家	大字中戸1058-2	上中戸垣内長		0	70人 (2㎡に1人)
9	中戸自治会館	大字中戸	雫垣内長		0	70人 (2㎡に1人)
10	光徳寺	大字中戸778	光徳寺代表		0	約20人
11	脇川地区集会所	大字脇川335	脇川区長		0	60人 (2㎡に1人)
12	善龍寺	大字赤滝96	善龍寺門徒総代		0	約50人
13	鳥住地区集会所	大字鳥住236	鳥住区長		0	60人 (2㎡に1人)
14	瀧光寺	大字槙尾38	槙尾区長		0	約50人
15	栗飯谷地区集会所	大字粟飯谷224	栗飯谷区長		0	60人 (2㎡に1人)

NO	施設名	住所	施設 管理者	指定緊急 避難場所 との重複	災害対策基本法施 行令第20条の6第5 号に規定する指定 基準を満たすもの であるか	収容可能 人数(人)
16	黒滝小学校・中学校	大字寺戸41	黒滝小中学校長	0	0	900人 (2㎡に1人)
17	黒滝こども園	大字寺戸421-1	黒滝こども園長		0	210人 (2㎡に1人)
18	黒滝村中央公民館	大字寺戸196	黒滝村教育長	0	0	310人 (2㎡に1人)
19	ニンクセンター	大字寺戸47-1	黒滝村教育長	0	0	470人 (2㎡に1人)
20	黒滝村デイサービ スセンター	大字寺戸187-2	黒滝村社会福祉 協議会会長		0	140人 (2㎡に1人)
	黒滝森物語村交流 館	大字粟飯谷1	(株)黒滝森物語 村		0	約60人

(3) 福祉避難所

NO	施設名	住所	施設管理者	収容可能 人数(人)
1	黒滝こども園	大字寺戸421-1	黒滝こども園長	210人 (2㎡に1人)
2	黒滝村デイサービスセン ター	大字寺戸187-2	黒滝村社会福祉協議会会 長	140人 (2㎡に1人)

(4) 自主避難所

NO	施設名	住所	施設管理者	収容可能 人数(人)
	笠木地区老人憩の家	, , ,	笠木区長	70人 (2㎡に1人)
2	笠木・桂原・長瀬地区集会 所	大字桂原118-1	桂原区長	60人 (2㎡に1人)
3	長瀬地区集会所	大字長瀬83-1	長瀬区長	80人 (2㎡に1人)
4	御吉野・長瀬地区老人憩 の家	大字御吉野139	御吉野区長	70人 (2㎡に1人)
5	堂原地区老人憩の家	大字堂原381	堂原区長	60人 (2㎡に1人)
6	寺戸地区老人憩の家	大字寺戸306	寺戸区長	160人 (2㎡に1人)
7	川戸地区集会所	大字中戸390	川戸垣内長	70人 (2㎡に1人)
8	上中戸地区老人憩の家	大字中戸1058-2	上中戸垣内長	70人 (2㎡に1人)
9	中戸自治会館	大字中戸		70人 (2㎡に1人)
10	光徳寺	大字中戸778	光徳寺代表	約20人
11	脇川地区集会所	大字脇川335	脇川区長	60人 (2㎡に1人)
12	善龍寺	大字赤滝96	善龍寺門徒総代	約50人
13	鳥住地区集会所	大字鳥住236	鳥住区長	60人 (2㎡に1人)

NO	施設名	住所	施設管理者	収容可能 人数(人)
14	瀧光寺	大字槙尾38	槙尾区長	約50人
15	栗飯谷地区集会所	大字粟飯谷224	栗飯谷区長	60人 (2㎡に1人)

4. 様式

(1) 参集時被害状況把握行動チェックリスト

参集時被害状況把握行動チェックリスト

区分	行動内容等						
参集準備	ロ テレビ、ラジオ等で震度を確認する						
	口 家族等の安全に配慮し、できるだけ速やかに所定の場所に参集する						
	【持参するもの】・・・例示						
	口身分証明書						
	黒滝村災害時職員初動マニュアル						
	雨具、防寒着、軍手等						
	メモ帳、筆記用具						
	3日分程度の食料						
	飲料水						
	携帯電話						
	ローラジオ						
	口、懐中電灯						
	ロータオル、洗面用具等						
	├── ロ 速やかな参集が困難な場合には、所属長又は総務課に連絡し、自分の連絡先						
	も伝達する						
参	□ 周辺の被害状況の把握に努める						
	把握した時刻、場所、状況(携帯カメラ等で写真を撮る)						
集	要救助箇所 口 倒壊家屋はどこにどれくらいあるか						
集途中(被害状況の把握)	ロ 土砂災害はどこでどれくらい発生しているか						
	ロ 火災はどこでどれくらい発生しているか						
	交通情報 ロ 車が通行できない道路はどこにあるか						
	ロ 交通事故はどこでどの程度発生しているか						
	ロ 交通渋滞はどこでどの程度発生しているか						
	□ (助けを求めている人がいる場合)						
	直ちに救助を行い、被災者の安全を確保した上で参集する						
参集後	口 被害状況報告書に、把握した被害状況を記載する						
	(被害無しの場合も重要な情報となるので、参集職員は必ず作成すること)						
	ロ 被害状況報告書は、各部で取りまとめ、災害対策本部に提出する						

(2)施設の安全確認チェックリスト

施設の安全確認チェックリスト

場 所:

確認日時: 月 日 時 分現在

			確 認 者 :						
			被害の有無および「ある」ときの説明						
項	目		なし		あり				
建	物								
	柱		П	口圧壊	口折損	口鉄筋露出			
	壁	面	П	口破壊	ロX字クラック	口非X字クラッ	ク		
設	備								
	ガ	ス	П	口爆発	ロガス漏れ	口ガス臭あり	口その他		
	水	道	П	口管損傷	口漏水	口給水停止	口その他		
	電	気	П	口消灯のまま	ロショート	口漏電			
	火	災	П	状況		処置			
		・インターット	П	状況		処置			
		話	П	状況		処置			
	その	の他	П						
	()							